

福祉新聞 2010 年 3 月 8 日（月）

<福祉施設も全面禁煙に>

**厚労省、受動喫煙防止へ通知**

厚生労働省は 2 月 25 日、福祉施設や病院を原則として全面禁煙とする通知を都道府県などに出した。受動喫煙による健康被害を防ぐため、施設管理者に必要な措置を講じることを求めている。

受動喫煙防止対策は、2002 年に施行された健康増進法第 25 条に規定。学校・病院・官公庁などの施設管理者に必要な防止対策を講じることを義務付けている。福祉施設は 25 条に明記されていないが、2003 年 4 月 30 日付の厚労省健康局長通知で 25 条に規定する「その他の多数の者が利用する施設」の一つに位置付けられ、同様の対応が義務付けられた。

今回の通知では、受動喫煙防止対策の基本的方向性を「多数が利用する公共的空間は、原則として全面禁煙である」とした上で、全面禁煙が困難な場合に限り、当面は分煙化などの防止対策を進めることを容認。「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的空間は、受動喫煙防止のための配慮が必要」などとし、防止対策の強化を打ち出した。

福祉施設は、これまで同様に 25 条に規定する「その他の施設」として明記。入所・通所施設はもちろん社会福祉協議会などが事務所として使用する福祉センターなども全面禁煙が求められることになった。

利用者のニーズなどで全面禁煙が困難な場合は、当面、喫煙可能区域を設定するなど防止対策を講じ、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないようにしたり、禁煙区域と喫煙区域を明確にして周知したり、喫煙区域に未成年者や妊婦が立ち入ることができないようにすることなどが必要となる。

また、子どもが利用する福祉施設には、学校・公園などと同様、屋外でも防止対策が求められる。

なお、通知が施設管理者に課するのは努力義務のため、罰則はない。ただ、厚労省には、職場における防止対策の観点から、法律で全面禁煙か専用の喫煙室の設置を事業者が義務付けるべきだとし、労働安全衛生法の改正を目指す動きもある。

2005 年 2 月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、2007 年 6 月の第 2 回締約国会議で「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど受動喫煙を取り巻く環境は大きく変化した。利用者や働く人の健康上、人権上の配慮などからも福祉施設には、適正な対応が求められている。